

鎌倉市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止します。

関係図面は、都市整備部道水路管理課において令和2年（2020年）6月30日から令和2年（2020年）7月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年（2020年）6月30日

鎌倉市長 松尾 崇



| 整理 番号 | 道路の種類 及び路線名 | 起 点 | | 終 点 | | 主要な経過地 |
|----------|----------------|--------|-------|--------|------|--------|
| | | 町名又は字名 | 地番 | 町名又は字名 | 地番 | |
| 1 | 市道053-126号線 | 玉縄二丁目 | 38番13 | 玉縄二丁目 | 32番2 | 同一地域 |